

令和8年度 いじめ対策基本方針

1 基本方針

(1) 県の基本方針の目的

県の基本方針は、いじめの問題への対策を社会総がかりで進め、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処、家庭や地域・関係機関間の連携等をより実効的なものにするため、法により新たに規定された、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容等を明らかにするとともに、これまでのいじめ対策の蓄積を生かしたいじめ防止等のための取組を定めるものである。

(2) 本校の基本方針

いじめは重大な人権侵害であり、いじめを生まない学校づくりに向け、未然防止・早期発見・早期対応を組織的に推進する。全教育活動を通して人権意識や自己肯定感を育成し、安心して学べる環境づくりを行う。さらに、家庭・地域・関係機関と連携し、継続的な評価と改善を図りながら適切に対応する。

2 いじめ対策委員会

いじめの防止、発見、発覚した場合の対処を、組織的かつ実効的に行うために、「いじめ対策委員会」を設置している。また、必要に応じて校外の関係者に参加を依頼し、意見を聞くこととしている。

構成員は次のとおりとする。

校長、教頭、部主事、生活指導主任、生徒指導主事、養護教諭、該当担任
(コーディネーター、寮務主任、寄宿舎指導員代表、外部委員)

※その他、スクールカウンセラー、医師、警察官経験者等、校外の関係者に参加を依頼する。

3 育友会及び関係機関との連携

育友会との連携としては、保護者に対して「日常生活に関するアンケート」を年間に2回実施することにより、いじめの早期発見、早期解消に努める。併せて必要に応じて研修会を実施し、いじめに関する理解、啓発とともに共通理解に努める。また、関係機関との連携としては、本校が病弱特別支援学校で、疾患のある児童生徒が在籍しているという事実に着目し、いじめに対する対処においては、主治医やスクールカウンセラーに意見を求める。

4 いじめの防止

(1) 教師の指導力の向上

「いじめ対策ハンドブック」や「いじめのない学校・学級づくり実践資料集」を活用したいじめに関する研修を隔年1回実施し、いじめ問題に関する指導上の留意点などについて、教職員間の共通理解を図り、その観察力や対応力の向上に努める。

(2) 人権意識と生命尊重の態度の育成

人権教育の充実と、お互いを思いやり、尊重し、生命を大切にする指導等に努める。全ての教育活動を通して、社会性を培う取組や共感的人間関係を育成する指導・支援を継続する。

(3) 道徳的実践力を培う道徳教育の充実

「長崎っ子の心を見つめる教育週間」等を活用し、いじめ防止や生命尊重等をねらいとした道徳教育を実践する。

(4) 子どもの自己肯定感の育成

児童生徒と教職員及び児童生徒同士の信頼関係を構築し、自他を認め合い一人一人に居場所のある学校生活の中で児童生徒の発達の段階に応じて「夢・憧れ・志」を育む教育等を推進し、自己肯定感を高める。

(5) 学校基本方針の周知

年度始めの全体保護会において、いじめ問題に対する学校の基本方針や保護者の責任等を明らかにし、保護者の理解を得る。また、基本方針をホームページに載せ、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにする。

(6) 学校基本方針による取組の評価

学校基本方針に基づいた取組状況について、校内アンケートを実施し、毎年度末に教職員が自己評価する。その結果を次年度の取組に反映させつつ、職員のいじめに対する問題意識を持続させる。

5 いじめの早期発見

(1) 教職員による観察や情報交換

日々の学校生活において、児童生徒の様子観察を心掛け、気になる様子については、職員間で情報交換を密にする。

(2) 保護者との情報交換

連絡帳等を通して日々の様子を保護者に伝えつつ、家庭での様子についても情報を得るように努める。

(3) 保護者に対するアンケート調査

年に2回、「日常生活に関するアンケート」を実施し、児童生徒の家庭での生活の様子やSNSの使用状況等、幅広い情報を得る。

(4) 児童生徒に対するアンケート調査

年に2回、「学校生活アンケート」を実施し、実態把握に努めるとともに、必要に応じて面談を実施する。

※児童生徒の実態によって面談の回数を設定する。

(5) 相談機関等の周知

学校以外の相談窓口に関する情報を児童生徒、保護者へ周知するために、年度始めにプリントを配布する。

6 いじめに対する措置

(1) いじめの発見や相談を受けたときの対応

遊びや悪ふざけに見えても、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場で行為を止める。児童生徒や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりをもつようにする。その際、いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保する。また、正確かつ迅速な事実関係の把握に努め、事実を隠すことなく、保護者等と協力して対応する。

(2) 組織的な対応

発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、「いじめ対策委員会」へ報告し、その情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、速やかにその指導・支援体制を組み、対応の組織化を図る。

(3) いじめられた児童生徒及びその保護者への支援

いじめを受けている児童生徒から、事実関係の聴取を行う。その後、いじめから守り通すための支援を行う。併せて保護者へも確実な情報を伝え、今後の支援について保護者の意見も聞き、情報を共有する。また、心理、医療、福祉関係等の外部専門家の意見も聞く。

(4) いじめた児童生徒及びその保護者への助言

いじめたとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合、学校は組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。特別な指導計画による指導（出席停止を含む）の他、警察等との連携による措置も含めた毅然とした対応を行うが、その際、心理的孤立感・疎外感を与えない等の教育的配慮をする。また、保護者へ確実な情報を迅速に伝え、指導に対する理解及び協力を得るようにする。

(5) いじめの事実調査

他の生徒にもアンケート調査を実施し、その結果を基に聞き取り調査を行う。

(6) 集団への働き掛け

児童生徒全員を集めての集会を開き、いじめが許されない行為であること、いじめを発見したらそれを抑止するか、それができない場合は誰かに相談してほしいこと等を訴える。

(7) 継続的な指導

いじめが解消したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払っていく。いじめられた生徒に対しては、学校生活アンケートを待たず、より多くの頻度での個人面談等を実施する。併せて、いじめた生徒に対しても、同様の頻度で面談を実施する。

(8) インターネット上のいじめへの対応

インターネット上の不適切な書き込みが発覚した場合には、直ぐに削除する措置をし、保護者へもその旨連絡する。